

## 農地法第4条・第5条の規定による申請書の添付書類

	部数	県用	農業委員会用	許可書用	農業委員用
1. 申請書	4部	◎	◎	◎	◎
2. 位置図(1/50000程度)	4部	○	○	○	○
3. 住宅地図	4部	○	○	○	○
4. 字絵図(公図) ※法務局発行のもの	4部	◎	○	○	○
5. 土地登記簿謄本 ※法務局発行のもの	4部	◎	○	○	○
6. 住民票(転用事業者)	3部	◎	○	○	×
7. 法人登記簿謄本	3部	◎	○	○	×
8. 法人の定款(原本証明)	3部	○	○	○	×
9. 建物又は、施設の配置図	4部	○	○	○	○
10. 建物又は、施設の平面図等	4部	○	○	○	○
11. 預金残高証明書、融資証明書、 転用事業者名義の預貯金通帳の写のいずれか	3部	◎	○	○	×
12. 非農地を含めた代替地の検討結果(3種農地以外)	4部	○	○	○	○
13. 土地改良区内の場合は意見書	4部	◎	○	○	○
14. 隣地承諾書(隣接地が農地の場合)	4部	◎	○	○	○
15. 排水計画書(隣地承諾書がある場合は不要)	4部	○	○	○	○
16. 作業工程表(一時転用の場合)	4部	○	○	○	○
17. 農地復元誓約書(一時転用の場合)	4部	◎	○	○	○

※◎は原本○は写しで可。ただし、申請書には全て押印してください。

### 注意事項

1. 場合によっては上記以外の添付種類が必要になる場合もあります。
2. 申請書の〆切日は原則毎月10日(10日が休日の場合は前日)です。  
(申請時には、必ず事前に農業委員会事務局へ確認して下さい。)
3. 申請書提出後は申請地に看板を設置し、担当農業委員・推進委員に申請の内容を説明して下さい。  
(申請地が複数ある場合は、全ての土地に看板を設置しておいて下さい。)